議員提出議案第　六　号

流水占用料の徴収及び水源税の新設に反対する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣に意見書を提出する。

昭和六十年十二月十九日

提出者　三朝町議会議員　藤井十成
賛成者　三朝町議会議員　倉本良人
賛成者　三朝町議会議員　石山利男
賛成者　三朝町議会議員　山本　仁

昭和六拾年拾弐月拾九日　原案可決

三朝町議会議長　名越典由

流水占用料の徴収及び水源税の新設反対に関する意見書

昭和六十一年度から、水道水に治水事業や森林整備の資金を負担させようという構想が出されています。

建設省では、河川から取水する水道の水利権に対し流水占用料を徴収し、これを国の治水特別会計へ直入しようとする方針を打ち出し水道の負担を年間二百二十億円と見込んでいます。

また、林野庁は水源税を新設し、水道水の全ての利用者に課税し、これを森林整備の財源としようとする方針を固め、水道から年間九十億円徴収したいと伝えられています。

これらはいずれも、生命の水である水道水に係わる国民の負担を増加させ、また水道事業の健全な育成に支障を生じるものであり、以下の理由により反対するものであります。

記

一、水道事業は、生命の水を供給する極めて公共性、公益性の高い事業であり、国民のほとんどを占める水道利用者の負担増をもたらす流水占用料や水源税を徴収すべきでないこと。

二、水資源の開発、利用に係る費用については、水道事業者は既にダム負担金等として受益に応じて負担をしており、加えて洪水防御等不特定多数の公共の利益のための治水事業等に係る財源を特定の利水者に課すべきでないこと。

三、森林は、国土保全、自然環境の保全等幅広い公益的機能を有するものであり、特定の利水者からの負担を徴収すべきでなく、また、森林からの受益が不明確な者に森林整備のための目的税を課すべきではないこと。

四、水道料金の高騰を抑制し、事業の健全な経営を確保するとの観点から厚生省で国庫補助を行っている水道事業及びその利用者から他事業の財源を徴収することは、水道行政の円滑な運営に支障を来たすばかりか国の財政措置としても矛盾が生じるものであること。

五、増税なき財政再建という政府の基本方針の下で、増加する行政需要への対応に水道事業も苦慮しており、その水道に着目した財源をもって治水・森林の整備財源に充てるのは独善的に過ぎること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十年十二月十九日

三朝町議会